

倫理管理官  
大臣官房長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
殿

総括倫理管理官  
人事教育局長  
(公印省略)

自衛隊員の職務に係る倫理の保持について（通知）

自衛隊員は、自衛隊員倫理規程（平成12年政令第173号）第5条第1項の規定により、利害関係者に該当しない事業者等から社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けてはならないとされている。

これまで、一部の自衛隊員が利害関係者に該当しない事業者等から金銭の贈与を受けたことにより懲戒処分がなされたことを踏まえ、自衛隊員等倫理週間に教育資料を配布し、全隊員に対する教育を実施するなど周知徹底を図ってきたところである。

しかしながら、今般、自衛隊員が利害関係者に該当しない事業者等から金銭・金券の贈与を受け、懲戒処分がなされる事例が生じたところであり、同種の事案の再発を防止するため、当該規定を改めて管下の隊員に周知するとともに、国民の疑念や不信を招くおそれがないよう自衛隊員としての職務に係る倫理の保持がなされるよう指導徹底を期されたい。

写送付先：防衛装備庁長官官房審議官